

魅力ある未来のための司法 ～未曾有の新型コロナウイルス禍を乗り越えて市民を支える法の実現～

村林 俊行 法友会政策委員会委員長

1 未曾有の新型コロナウイルス禍における司法の役割

2020(令和2)年は、未曾有の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の蔓延拡大により、急激に感染者が増大し死者数も増えたことを踏まえて、4月7日には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、東京都を含む7つの都府県を対象に緊急事態宣言を発令し、その後同年4月16日には緊急事態措置を実施すべき区域を全都道府県に拡大しました。その影響もあり、経済活動が大幅に制限されるだけでなく、我々の日常生活も当たり前としてきた生活様式が大きく転換を図ることを余儀なくされた1年でした。

司法分野においても各地の裁判所において、緊急事態宣言が発令された直後の4月8日から5月31日までの期間において、民事事件・行政事件・家事事件においては一部の緊急性のある事件を除き、各事件の期日指定の取消等がなされるようになり、刑事事件においても、裁判員裁判事件の裁判員選任手続期日及び公判期日は変更され、それ以外の事件の一部についても裁判期日が変更されました。また、東京弁護士会においても、窓口業務を郵送対応に限らざるを得ず、法律相談についても法律相談センターを休止して、個人向けの弁護士紹介センターによる弁護士紹介と中小企業向けの中小企業法律支援センターを中心とした電話相談体制に移行せざるをえませんでした。もとより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図り関係者の健康被害を可及的に少なくする努力が必要であることは言うまでもありませんが、他方で法的問題を抱える市民が自らの権利を守るために弁護士に助力を求めたり、調停・裁判等の手続を通して権利を実現することは、決して不要不急のことではないことから、可能な限りの配慮がなされることが要請されています。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、多くの人権問題が発生しており、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする私たち弁護士は、このような状況下においてこそ、その使命を果たすことが期待

されています。

本年度の政策要綱は、このような未曾有の新型コロナウイルス禍における法的問題等を特集としましたが、この特集を通して、改めて弁護士に課せられた使命について見つめ直すとともに、将来発生するであろう災害においても今回の経験を教訓として生かした対応ができることを願って取り上げました。

2 司法制度改革から「魅力ある未来のための司法」の実現へ

本年度政策要綱のテーマとしては、「魅力ある未来のための司法」を取り上げました。

法の支配が隅々に行き渡る社会を構築すべく、利用しやすく頼りがいのある公正な司法の実現を実感できるものとする21世紀における司法制度改革を実現するための「司法制度改革推進計画」が2002(平成14)年3月に閣議決定されてから18年が経過しました。その後司法制度改革が実践される中で、法科大学院制度の発足、日本司法支援センター(法テラス)の設立、裁判員裁判の導入、被疑者国選辩护人制度の導入・拡充、民事法律扶助の拡充等もなされ、すでに定着してきました。

さらに、この司法制度改革においては、民事司法改革に関しては、労働審判制度の導入、知的財産高等裁判所の設置、提訴手数料の引下げ及びADR法(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律)の制定等、部分的な改革にとどまったことから、日弁連、最高裁との協議スキームにより、基盤整備に関しては労働審判の支部の拡充、判決・執行に関しては2019(令和元)年5月に成立した民事執行法改正による財産開示手続の見直し、第三者からの情報取得手続の創設等の実現等を図るとともに、先進国の中では周回遅れとなっていた裁判のIT化の推進等が進められています。また、日弁連においては、弁護士費用の観点より、弁護士費用保険の普及・拡大を図るべく、損害保険会社との協

定締結により、その対象案件を交通事故に限らず一般民事案件に広げるとともに、対象者についても中小企業に拡大するに至っており、さらなる拡大・普及が期待されています。

3 新たな課題への対応

このように司法制度改革は、歩みを止めることなく着実に進化を遂げているものの、①法曹人口問題・法曹養成制度改革等の制度的基盤の整備、取調べへの弁護人の立会いの実現や取調べの可視化の全件拡大等の刑事司法改革、②国内手続の国際標準化（証拠・損害賠償・通信秘密）や国際司法人材の養成等の民事司法改革等、改革しなければならない課題は山積しています。また、検察庁法改正問題、日本学術会議会員の任命拒否問題等新たな憲法問題やAIと人権等という人権問題が生じています。本年度の政策要綱改訂においては、これらの新しい憲法問題や人権問題についても可能な限り検討を加えて取り上げています。

「魅力ある未来のための司法」を実現するためには、法の支配が隔々に行き渡る社会の構築のために、①司法関係者からの視点、②市民からの視点から検討をする必要があります。弁護士としては、市民に寄り添った活動を行うためにも経営基盤の確保は不可欠です。そのため弁護士会としては、司法関係者の意見を整理するに当たっては若手弁護士の創意工夫に配慮しつつ、声なき声も拾い上げていくことが肝要です。それとともに、謙虚な姿勢で広く市民の法的ニーズ等を拾い上げていく必要があります。

また個々の弁護士は、市民の法的ニーズに応えるために、リーガルマインドに裏打ちされた高度の専門知識を習得する不断の研鑽を積んでいくことが必要となります。

本政策要綱は、これらの課題を克服するための提言であり、多くの方にとって活発な議論の端緒となれば無上の喜びです。

4 結びにかえて

新型コロナウイルス渦においては、経済活動が大幅に制限されるだけでなく、多くの場面において変革することを余儀なくされました。その中でもIT化の推進は、私たち弁護士にとっても、裁判だけではなく

会議・交渉の持ち方、弁護士・職員の在宅勤務等多方面にわたり、新たな現実として前向きに対応しなければならない状況となって来ました。このような変革はやがて常識となっていきます。私たち弁護士は、アフターコロナの状況にも対応しつつ、山積した諸課題について、叡智を結集して「魅力ある未来のための司法」の実現へ向けて努力しなければなりません。

最後になりますが、執筆者をはじめ、本年度の法友会をリードした松田純一幹事長、本年度政策要綱の取りまとめを頂いた政策要綱策定部会長の大坪和敏先生及び政策委員会担当の執行部の先生方と、無理なスケジュールの中発刊にご尽力いただいた出版社の方に深く感謝申し上げます。